

同社会的消費手段」という用語は理解しにくい言葉だが、「学校、文化・スポーツ施設など」という例示がされている。「共同社会的消費手段」とは、極端に平たくいえば、コミュニティにおける共同の利用施設のことである。

中田によると地域住民自治組織は「三つの段階をへて、しだいに地域共同管理主体として成熟してきた」という。その三つとは「共同体型」「所有者支配型」「共同管理型」の三つである。第一の型はいわゆる歴史的発展段階としての共同体にみられるもので、「共同体組織が利用=管理主体であり、その構成員の全体が地域管理に参加する」ものである。そしてそれは「構成員による即自然で自然的な自治の組織であった」。ところが「資本主義の発展によって地域内でも階級分解が進行すると、こうした共同体は解体し」、「地域組織の内部は生活諸条件の所有者と無所有者とに分裂し」、「所有者が地域管理の主体となり」、「所有者層による地域支配が貫徹する」。この状況になって、所有者支配型が成立する。「やがて地域環境の整備がすすみ、所有よりもその共同的利用の側面が中心的な問題となる段階においては、これらの利用秩序の確立が独自に求められてくる。『共同社会的消費手段』の利用者は『不特定多数』であることを前提とするが、日常的には『不特定多数』の利用者の要求が利用秩序を規定しはじめる。それは利用者が管理者となる方向を予告する。このことが完全に行われるためには、所有者を規制できる権力機関の確立が必要であるが、その方向性が利用形態のなかにあらわれはじめる」ときに共同管理型が成立する、というのが中田の考え方である。

この三つの型のうち、独創でおもしろいのは、最後の段階の「共同管理型」の成立であり、その成立根拠は「利用」が「所有」と拮抗はじめているという現状認識においているところである。つまり、分かりやすく言い直せば、「持っている」者よりも「使う」者が地域社会において秩序を規定しはじめているという認識である。そして、その利用秩序を新しい変革主体である住民が共同で管理するのを望ましいとするのが、中田の施策に向けての提言である。

このように中田の理論枠組みをふまえた上で、韓国の事例に入っていこう。

### 3 韓国 地方自治の最近の動向

地方自治体を機軸にした自治を「地方自治」、住民レベルの自治を「住民自治」(市民自治)とよび、その両者の自治を統合したものを「地域自治」と本稿では便宜的によぶこととする。ここではごく簡略に韓国の地方自治の動向を見ておこう。

韓国では1945年に地方自治法が制定された。しかし、それからまもなく朝鮮戦争が勃発したために、1952年になってはじめて地方議員選挙が行われた。その後、4年おきに2回の地方議員選挙が行われたものの、1961年に朴正熙大統領によって地方自治の停止が行われた。そのため、1990年代に入るまでは地方選挙は行われなかった。

地方自治の機運は1980年代末頃からに起こりはじめる。地方選挙の必要性は1988年に盧泰愚大統領によって民主化の一環として提唱され、その施策が金泳三大統領に受け継がれて地方自治制の復活となつたのである。

1991年にソウルなどの6大都市の議員選挙と日本の都道府県にあたる道議会議員の議員選挙が30年ぶりに実施された。そして1995年には、1960年から数えて35年ぶりに、知事や市町などの首長選挙と、道議会だけでなく市や区議会をも含めた全ての地方議員の選挙が行われた。これは地方自治体にかかわる全てのレベルと行政と立法の両方の選挙なので地方総選挙とよばれている。

この地方総選挙でとくに注目されたのは地域主義を旗印にした野党、自民連が大きく躍進したことであった。ただし、金大中の提唱からはじまった地域主義は日本で使用されている地域主義と用語は同じであるが意味はかなり異なる。日本の場合は、各地の地域それぞれの主体性と自立性を大切にする考え方を意味するのが普通であるが、韓国の場合は、「地域等権主義」とよばれるもので、大統領の出身地域の者たちが国の主要な地位を独占する傾向にあることを批判して、いわば各地域にそれらの地位を比例配分すべきであるという考え方である。そのため、韓国の地域主義は、地域生活そのものを大切にしようという考え方ではないものの、やはり「地域」にたいしての配慮が強化されていく傾向を生んだことは事実である。